

[要旨]

日露戦争下における朝鮮東北部の「軍政」

加藤 圭木

本稿は、日露戦争下において朝鮮東北部・咸鏡道に施行された「軍政」の実態を、朝鮮側の対応とあわせて、考察したものである。日露戦争初期に、咸鏡道はロシア軍の占領下に置かれたが、1904年8月以降、日本軍が北上し、占領地域を広げた。そして、同年10月より日本軍は咸鏡道に「軍政」を施行した。

日本側は占領を進める際に、現地の地方官に対する不信感や敵意を持っており、彼らの協力を取り付けられる保証はないと見ていた。そこで地方官人事への干渉を主たる目的として「軍政」を施行した。人事への介入は、仮に日本が強制した「日韓議定書」の論理に立ったとしても、国際法違反に該当する。そこで日本側は咸鏡道を「交戦地域」と見なし国際法上の「軍政」を施行し、人事への介入を正当化したのであった。しかし、「軍政」の施行が認められるのは「交戦国」に対してであり、国際法違反であると考えられる。

日本軍は、咸鏡道の「軍政」において、武力によって地方官の赴任を阻止する、印章を奪う、地方官を監禁する、日本軍に協力する人物を任意に選んで行政を担わせるなど、露骨に朝鮮の主権を侵害した。韓国政府は、地方官人事への介入は主権を踏みにじるものであるとして強く批判した。さらに、日本軍の占領政策に対して、地方官を含む咸鏡道の勢力は、強力に抵抗した。

「軍政」の検討を通じて浮かび上がるのは、日本側が朝鮮側を敵対視し、自らが強制した「日韓議定書」すら蔑ろにして露骨に朝鮮の主権を否定していたということである。日露戦争が、朝鮮側に敵意を向けながら展開した日本の侵略戦争であったという事実は、「軍政」に注目することでより明確になる。